

微生物同定分析装置保守業務委託 仕様書

1. 件名

微生物同定分析装置 保守業務委託

2. 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 対応機種

メーカー名	型式	数量
バイオメリュージヤパン 株式会社	バイテック MS Plus	1

4. 業務内容

・定期保守(定期点検)

- ① 1年に1回以上、当館が指定する日にて保守点検を実施すること。
- ② 定期保守に係る作業費等に関して、無償とすること。

・随時保守

- ① 故障などにより不具合が発生した際には、2時間以内に当館へ一次保守担当者を派遣し、復旧・修理対応を行うこと。
- ② 業務受託者の業務時間内での作業費については契約の範囲内とする。
- ③ 夜間対応等、業務時間外にて発生した作業費については別途請求できるものとする。

・部品交換等について

- ① 定期保守及び随時保守における部品交換費用、技術料、機械費、搬入等一切の諸経費については保守契約内に含まれるものとする。
- ② 定期保守及び随時保守において生じた消耗品費については契約の対象外とする。

5. 保守契約範囲外となるもの

以下の要件に当てはまるものについては、契約の範囲外とする。

- ① 機器の不具合、または損傷が火災、地震、事故、またはその他の天変地異に起因する場合。
- ② 機器の不具合が、業務受託者以外による修理、改変等に起因する場合。
- ③ 機器の不具合、または損傷等が、機器を本来の使用場所又は、使用目的以外で使用したことに起因する場合。
- ④ 機器の不具合が、機器の取扱説明書の指示に従って適切に始業点検、始業準備がなされなかったために生じた場合。または、機器の取扱説明書に従って適切な操作および設置、取り付けがなされなかったために生じた場合。
- ⑤ 機器の不具合、または損傷が著しく、修理不可能な場合。
- ⑥ 業務受託者の推奨しない部品(消耗品及び付属機器含む)の使用に起因した故障が発生した場合。

6. 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号により免除。

7. その他

- ・定期保守及び随時保守を行う場合は、当館の関係職員の指示、監督のもとで行い、業務遂行にあたって事故防止に努めること。
- ・点検終了後、当館の関係職員の検査を受けるとともに、速やかに点検報告書及び業務完了報告書を提出すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、業務受託者と当館がその都度協議して定めるものとする。